

### 資料3

(平成29年6月8日時点)

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(横断的義務表示)

第三条 [略]

- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

輸入品	[略]
原料原産地名 以外の 加工食 品	[略]

1 対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定め、次に定めるところにより表示する。

改 正 前

(横断的義務表示)

第三条 [略]

- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

別表第十五に 加工食 品（輸 入品を 除く。 以下「 対象加 工食品 」とい う。以下 同じ。） の原産地 を、原材 料名に對 応させ て、次に 定め、次 に定め るところ によ り表示 する。	[略]
--	-----

1 別表第十五の1から22までに掲げるものにあっては、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものの原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

一| 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の

2から5までに掲げるものを除く。）にあっては、

次に定めるところにより表示する。

イ| 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。

(イ)| 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名

(ロ)| 畜産物にあっては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名

(ハ)| 水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名

ロ| 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

二| 対象原材料が加工食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。

う。）

〔新設〕

一| 国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。

イ| 農産物にあっては、都道府県名その他一般に知られている地名

ロ| 畜産物にあっては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道

府県名その他一般に知られている地名

ハ| 水産物にあっては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知

られている地名

二| 輸入された水産物にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。

〔新設〕

イ 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

ロ イの規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。

ハ 別表第十五の1に掲げるものにあつては、イの規定にかかわらず、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示する。

三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一に定める原産地が三以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

四 一に定める原産地が三以上ある場合にあつては、原材料及び添加物に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

。 地が三以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に二以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。

別表第十五の1に掲げるものの対象原材料及び2から6までの規定により原産地を表示する原材料以外の対象原材料にあっては、次のいずれかに該当し、かつ、三及び四の規定により表示することが困難な場合には、次に定めるところにより表示することができる。

イ 対象原材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかるわらず、使用される可能性がある原産地を過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（以下「一定期間使用割合」という。）の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。

(イ) 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である

対象原材料の原産地（前号の規定に基づき「そ

の他」と表示されたものを除く。）については

、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該

一定期間使用割合が五パーセント未満である旨

を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する二以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。

口 対象原材料として三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、過去又は将来の一定期間ににおける当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、三の規定にかかるわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。

ハ 対象原材料として国産品及び三以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占

める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であつて、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、三の規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。

(イ) 過去の一定期間ににおける使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間ににおける使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。

(ロ) 一定期間使用割合が五パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が五パーセント未満である旨を表示すること。

(ハ) 過去又は将来の一定期間ににおいて、対象原材

料として使用する三以上の外国が原産地のもの  
の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の  
変動があること、三以上の外国が原産地である  
対象原材料と国産品である対象原材料の当該対  
象原材料に占める重量の割合の順序の変動があ  
ること及びこれらの一定期間使用割合の順を示  
す資料を保管すること。

六 別表第十五の1に掲げるものにあっては、対象原  
材料として二以上の原産地のものを使用し、かつ、  
当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動す  
る可能性がある場合には、三の規定にかかわらず、  
使用される可能性がある原産地を、一定期間使用割  
合の高い原産地から順に表示することができる。こ  
の場合において、一定期間において使用した割合の  
高いものから順に表示したことが認識できるよう、  
必要な表示をしなければならない。

五 原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い  
生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上  
であるものの性質等により特別の事情がある場合に  
は、おおむね特定された原産地を一から四までの規  
定により表示することができる。この場合には、そ  
の旨が認識できるよう、必要な表示をしなければな  
らない。

2 別表第十五の2に掲げる農産物漬物にあっては、原  
材料名に対応させて、次に定めるところにより表示す  
る。

一～三　〔略〕

3 別表第十五の3に掲げる野菜冷凍食品にあっては、

2 別表第十五の23に掲げる農産物漬物にあっては、原  
材料名に対応させて、次に定めるところにより表示す  
る。

一～三　〔略〕

3 別表第十五の24に掲げる野菜冷凍食品にあっては、

原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

#### 一・二　〔略〕

4 別表第十五の4に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

#### 一・二　〔略〕

5 別表第十五の5に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外國において製造された旨を「○○製造」と表示する（○○は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。

#### 二　〔略〕

6 別表第十五の6に掲げるおにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）にあつては、のりの名称の次に括弧を付して、当該の

原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。

#### 一・二　〔略〕

4 別表第十五の25に掲げるうなぎ加工品にあつては、うなぎの名称の次に括弧を付して、原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、次に定める方法により表示することができる。

#### 一・二　〔略〕

5 別表第十五の26に掲げるかつお削りぶしにあつては、次に定めるところにより表示する。

一 かつおのふしの文字の次に括弧を付して、ふしの原産地について、国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨に代えて都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表示することができる。

#### 〔新設〕

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れ （義務表示）	3 〔略〕	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td> <p>7   1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p> <p>二 輸入品にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。</p> </td></tr> </table>	〔略〕		〔略〕		〔略〕	<p>7   1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p> <p>二 輸入品にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。</p>
〔略〕								
〔略〕								
〔略〕	<p>7   1から6までの規定により表示することとされる原産地以外の原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p> <p>二 輸入品にあっては、原産国名に水域名を併記することができる。</p>							
第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れ （義務表示）	3 〔略〕	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td></td></tr> <tr> <td>〔略〕</td><td> <p>6   別表第十五の1から22までに掲げるものにあっては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあっては原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p> </td></tr> </table>	〔略〕		〔略〕		〔略〕	<p>6   別表第十五の1から22までに掲げるものにあっては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあっては原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p>
〔略〕								
〔略〕								
〔略〕	<p>6   別表第十五の1から22までに掲げるものにあっては1に定めるところにより表示することとされる原材料の原産地以外の原材料の原産地を、それ以外の加工食品にあっては原材料の原産地を、1の規定により表示することができる。</p>							

ないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一〇十〔略〕

十一 原料原産地名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原材料であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務があるもの（同項下欄の1の二の口の規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の原産地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合（次号及び第二十四条において「当事者間で合意した場合」という。）にあつては、当該生鮮食品。）となるものの原産地に限る。）

十二 原産国名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を除く。）及び輸入後にその性質に変更を加えない輸入品の原産国名に限る。）

十一 原料原産地名（対象加工食品の用に供する業務用加工食品であつて、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものについては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ、かつお削りぶしにあつてはかつおのふし）を含むものに限る。）

十二 原産国名（輸入後にその性質に変更を加える業務用加工食品を除く。）

十三～三十　〔略〕

2　〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。

一・二　〔略〕

三 原料原産地名　原材料の重量に占める割合（一定期間使用割合を含む。）については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

4　〔略〕

（義務表示）

第二十四条　〔略〕

十三～三十　〔略〕

2　〔略〕

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる表示事項は、それぞれ当該各号に定める表示の方法により表示することができる。

一・二　〔略〕

三 別表第十五の1から22までに掲げる加工食品の用に供する業務用加工食品であつて当該対象加工食品の原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるものとなる原材料の原産地並びに輸入品以外の農産物漬物（容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル以下であるものを除く。）の原材料の原産地並びに輸入品以外の農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあつては、上位三位）までのもの及び輸入品以外の野菜冷凍食品（容器包装の表示可能面積がおおむね三十平方センチメートル）以下であるものを除く。）の原材料の重量に占める割合が高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が五パーセント以上のものとなるものの原料原産地原材料の重量に占める割合については、その割合が高い原産地の順が分かるように表示する。

4　〔略〕

（義務表示）

第二十四条　〔略〕

2||

前項の規定にかかわらず、農産物又は水産物の原産地については、国産品にあつては国産である旨の表示をすることができる。また、前項の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあつては、当該業務用生鮮食品に占める重量の割合の高い原産地の順が分かるように表示する。

3||

前二項の規定にかかわらず、一般用加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務がある原材料となるもの（当事者間で合意した場合を含む。）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

〔新設〕

2||

前項の規定にかかわらず、対象加工食品の用に供する業務用生鮮食品であつて、当該対象加工食品の原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ、当該割合が五十パーセント以上であるもの（農産物漬物にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い農産物又は水産物の上位四位（内容重量が三百グラム以下のものにあっては、上位三位）までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、野菜冷凍食品にあつては原材料及び添加物の重量に占める割合の高い野菜の上位三位までのもので、かつ、原材料及び添加物の重量に占める割合が五パーセント以上のもの、うなぎ加工品にあつてはうなぎ）以外のものにあつては、原産地の表示を省略することができる。

別表第十五（第三条、第十条関係）

〔新設〕

1|| 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品（5）の緑茶及び緑茶飲料にあつては荒茶の原材料、（6）のものにあつては米穀、（8）の黒糖及び黒糖加工品にあつては黒糖の原材料、（9）のこんにゃくにあつてはこんにゃくの原材料である

こんにゃく粉の原材料として用いられたこんにゃくの原材料である（18）

のこんぶ巻にあつてはこんぶに限る。) の当該割合が五十パーセント以上であるもの

(1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にしたもの) を除く。)

(2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

(3) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

(4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの (切斷せずに詰め合わせたものを除く。)

緑茶及び緑茶飲料

もち

いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

黒糖及び黒糖加工品

こんにゃく

(10) (9) (8) (7) (6) (5) 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)

(11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

表面をあぶつた食肉

(13) (12) フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)

(14) 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形し

1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にしたもの) を除く。)

2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

3) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの (切斷せずに詰め合わせたものを除く。)

緑茶及び緑茶飲料

もち

いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類

黒糖及び黒糖加工品

こんにゃく

10) 調味した食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)

11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)

表面をあぶつた食肉

13) フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)

14) 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形し



備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行日から平成〇〇〇年〇月〇〇〇日までに製造され、又は加工される加工食品（業務用加工食品を除く。）並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品の表示（この府令による改正に係る部分に限る。）については、食品表示基準第二章及び第三章並びに同令附則第四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 前条の規定にかかわらず、この府令の施行の際に酒類の製造場に現存する酒類（それを原材料とする酒類を含む。）の表示は、なお従前の例によることができる。